

教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門における
学部学生の実験実習に関する機器等の利用について（通知）

教育研究推進センター長
松本 成史

教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門における学部学生の実験実習に際して、機器・設備の利用について、以下のように対応してください。法令や学内規程の遵守ならびに学生の安全と研究能力の向上、機器・設備の安定した運営に必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 学生による機器・設備の利用は、受入講座の責任の下に行う。手続き等は受入講座が行い、学生単独での利用は認めない。
2. 学生が P2/BSL2 実験室を利用する場合には、当支援部門への使用申請に先立って、遺伝子組換え実験の計画書について、実験従事者などの申請や登録を完了すること。
3. 学生が機器・設備を利用する前に、当支援部門の使用申請書を提出する。使用者氏名には学生と指導教員の氏名をそれぞれ記入する。指導教員は、受入講座の所属で、機器・設備の利用に熟練していることを条件とする。
4. 学生が実験室等に入室する場合には指導教員が必ず付添う。
5. 学生が機器・設備を使用する場合には指導教員が指導・訓練する。センター職員は学生の指導や訓練を行わない。
6. 学生が機器・設備を使用する際の使用簿には、指導教員と学生の氏名を併記する。
7. 学生が機器・設備を損傷、汚損した場合には、故意、過失にかかわらず、受入講座の負担と責任で原状回復させる。
8. 学生による機器・設備の利用料金は、指導教員が使用したと見なして徴収する。ただし大学のカリキュラムによって実施される利用については、本学学生支援課等と個別に相談すること。

使用申請書は、共用研究棟(プレハブ棟)1階管理室へご提出いただくか、メールボックス(事務局1階会計課横)へご投函下さい。

ご不明な点は、教育研究推進センター(内線 2633)あるいは実験実習機器技術支援部門 管理室(内線 2623)までお問合せ下さい。

平成 31 年 1 月 30 日
研究戦略企画委員会承認の上裁定